

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の11第2項の規定により、幕別町（公社及び一部事務組合を含む。）が発注する物品・役務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格等を次のとおり定める。

令和7年12月5日

幕別町長 飯田 晴義

1 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者
- (3) 幕別町公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年要綱基準等第30号）第3条第1項に規定する措置要件に該当する者
- (4) 競争入札参加資格審査基準日現在において、法令の規定による許可、免許、登録等を得てからの営業経験が2年に満たない者
- (5) 経営状態が不安定な者（市町村税、消費税及び地方消費税、法人税、所得税を滞納している者等）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 全ての競争入札に参加する者に必要な資格

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- (2) 物品及び役務

ア 法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合においては、その許可、免許、登録等を得ていること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業共同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律185号）の規定に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 中小企業庁が行う官公需の受注に係る的確組合証明を有するとき。

- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

4 競争入札参加資格の審査基準日

令和7年12月1日

5 競争入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

6 申請方法等

インターネット回線を利用して（3）が運営する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「共同審査システム」という。）により申請すること（ただし、（4）を除く。）。

- (1) 共同審査システムへのアクセス

共同審査システムへのアクセスは、次のホームページアドレスから行うことができる。なお、共同審査システムの稼働時間については、ポータルサイトにおいて掲示する稼動日時を確認すること。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト

URL <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

(2) 共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載する資料からダウンロードすること。

(3) 共同審査に関する運営及び問い合わせ先

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

一般財団法人北海道技術センター 入札参加資格審査担当

TEL : 011-733-2322

(電話受け付け時間 土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

E-mail : [kyoshin@hoctec.or.jp](mailto:kyoshin@hoctec.or.jp) (メールによる問い合わせは24時間送信可能)

(4) 共同企業体で申請する場合

共同企業体で申請する場合は、「13 この告示に関する問い合わせ先」に持参又は郵送で提出すること。

7 申請受付期間

(1) 申請受付期間は、令和7年12月10日（水）から令和8年1月30日（金）までとする。

※24時間受付。ただし開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時30分まで

(2) 共同企業体で申請する者については、随時受け付けるものとする。ただし、この場合における資格の有効期間は、当該申請書を提出した日の属する年度内とする。

8 審査区分

(1) 物品

(2) 役務

9 競争入札に参加する者に必要な資格の審査

資格審査は、翌年度の入札参加資格について、毎年3月に開催する入札参加者資格審査会において、審査する。中間年においての資格審査は、当初申請書及び追加書類により、随時審査する。

10 資格者名簿

資格審査において、競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）となった者への通知は、毎年度作成する資格者名簿への登録及び公表をもって行う。なお、資格者名簿の有効期間は当該年度内とし、公表方法は、幕別町企画総務部総務課内の閲覧場所において、閲覧に供するものとする。

11 申請内容に変更が生じた場合の手続き

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当する変更があった場合、変更があった日から2週間以内に変更届を提出しなければならない。なお、変更届には、（ ）内の書類を必要に応じ、添付するものとする。

(1) 商号又は名称（商業登記簿謄本）

(2) 組織（商業登記簿謄本）

(3) 代表者（商業登記簿謄本）

(4) 所在地（商業登記簿謄本）

(5) 電話番号

- (6) 使用印鑑（印鑑証明書）
- (7) 許可及びその他の登録事項
- (8) 営業所等に関すること
- (9) その他申請書に記載した事項（委任状、技術者名簿、廃業届など）

## 12 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとし、資格者名簿から削除する。

- (1) 1の競争入札に参加することができない者となったとき。
- (2) 2の競争入札に参加する者に必要な資格を失ったとき。

## 13 この告示に関する問合せ先

幕別町企画総務部総務課契約管財係

（〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1）